

## 三学期制移行準備委員会設置要綱

平成 26 年 10 月 30 日  
26 練教教指第 2108 号

## 1 目的

練馬区立小学校および中学校（以下「小中学校」という。）が、三学期制へ移行するにあたり、その必要な準備について検討するため、三学期制移行準備委員会（以下「準備委員会」という）を設置する。

## 2 所掌事項

準備委員会は、三学期制の移行に向け、つぎの各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 二学期制の成果を継承した新たな三学期制に関すること
- (2) 三学期制の移行に向けた周知に関すること
- (3) 校務支援システムのシステム変更に関すること
- (4) その他、三学期制の移行に関し、必要な事項

## 3 構成

- (1) 準備委員会は、別表に掲げる者により構成する。
- (2) 委員長は、教育振興部長とする。
- (3) 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

## 4 設置期間

準備委員会設置の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

## 5 会議

- (1) 会議は委員長が招集し、主宰する。
- (2) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、準備委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 準備委員会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、準備委員会が決定したときは、非公開とすることができる。

## 6 三学期制移行準備部会

- (1) 委員長は、教育課程編成に向けた必要事項の検討を目的として、準備委員会のもとに三学期制移行準備部会（以下「準備部会」という。）を設置することができる。

- (2) 準備部会の委員は、委員長が選任する。
- (3) 前各項に掲げるもののほか、準備部会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

7 庶務

教育委員会教育振興部教育指導課において処理する。

8 委任

このほか、準備委員会の運営に関して必要な事項は、教育振興部長が定める。

付 則

この要項は、平成 26 年 10 月 30 日から施行する。

別表（委員構成）

役職・所属等	人数
練馬区小学校 P T A 連合協議会	1 名
練馬区立中学校 P T A 連合協議会	1 名
練馬区立小学校長	2 名
練馬区立中学校長	2 名
練馬区立小学校副校長	2 名
練馬区立中学校副校長	2 名
練馬区立小学校教員（教務主任）	2 名
練馬区立中学校教員（教務主任）	2 名
教育振興部長	—
学務課長	—
教育企画課長	—
教育指導課長	—